

第17回

多摩パブリック法律事務所の弁護士に聞く

新進会員活動委員会委員 山口 裕未 (61期)

昨年4月、東京地裁・家裁の八王子支部が立川支部へと移転し、注目を浴びている多摩地域。本庁の若手弁護士にとっては、遠い地域に感じられるかもしれません。そこで、今回は、多摩地域の実情等について、多摩パブリック法律事務所（以下、「多摩パブ」といいます。）の上條弘次会員（56期）に、お話を伺いました。

*多摩地域：東京都のうち、23区及び島嶼部を除いた地域（26市3町1村）。東京地方・家庭裁判所の立川支部、東京三弁護士会の多摩支部がある。多摩支部は、事務所・自宅が多摩地域になくても入会可能（多摩支部の活動については、LIBRA2009年10月号「多摩支部の活動」参照）。

*多摩パブリック法律事務所：平成20年3月に、東京弁護士会の支援により多摩地域に初めて設立された公設事務所。最寄り立川駅。弁護士10名が勤務している（平成22年2月現在）。

多摩パブに入所したきっかけ

—多摩パブに入所することになったきっかけは何ですか。

上條：直接のきっかけは、東京パブリック法律事務所（以下、「東パブ」といいます。）に入所したことです。以前から、公益的な活動には興味がありました。そうしたところ、多摩地域にもいずれ公設ができる可能性があるという話を聞きました。私は八王子出身で、いい話だと思い、多摩地域への公設事務所の設置に備えて、まずは東パブに入所することになりました。

—多摩地域への公設事務所設置に備えて、どのような活動をしたのですか。

上條：弁護士登録後、すぐに多摩支部に登録して、多摩地域の国選事件の担当や、委員会活動等を行いました。当時は、「公設事務所」の知名度が低かったので、多摩支部の新人歓迎会などにも顔を出し、進んで、「公設事務所」の説明をしてみました。

ちょうど、司法制度改革、被疑者国選拡大の話が出ている時期で、多摩地域の刑事弁護に危機感を持った一部の会員が、多摩地域にも刑事公設が必要だという声を上げ始めた

ばかりのころだったので、そういう方々と一緒に東弁の多摩パブ設立に協力しました。

多摩支部の特色

—多摩支部は、どのような特色がありますか。

上條：多摩支部は、地方会のようなアットホームなところがありますね。裁判所立川支部は、民事4か部、刑事3か部で、同じ裁判官に当たることも多く、いわゆる「顔が見える」関係です。事件で当たる弁護士も、半分は地元の弁護士といった感じです。裁判官のやり方がわかることや、相手方の代理人とも信頼関係があることで、事件処理がしやすい面があると思います。

—立川支部の管内人口は、どのくらいでしょうか。

上條：約400万人です。

—多摩支部に登録している弁護士は何名くらいなのでしょう。

上條：三会で1000人ほどいます。もっとも、23区内の弁護士も多く、多摩地域に事務所がある弁護士は約400人にすぎません。そのため、支障も出ています。

—具体的にはどのような支障が出ているのでしょうか。

上條：刑事弁護を中心として、圧倒的に人手不足です。

多摩地域に登録している弁護士だけでは、被疑者国選と当番は回らない状態です。そこで、本庁から応援を受けていますが、それでも足りない状況で、月に2、3回は事件の受け手が足りず多摩パブに応援を頼まれます。

—裁判員事件の受け手はどうなのでしょう。

上條：特に不足しています。立川支部の裁判員事件の年間試算は50件でしたが、裁判員裁判が始まった昨年5月から12月末までの裁判員対象事件の起訴件数は52件であり、当初の年間試算を上回っています。

—被疑者国選や裁判員事件の担い手が少ない理由について、どのようにお考えですか。

上條：まずは、もともとの弁護士人数が少ないことです。

上條 弘次 会員 (56期)

平成 15 年弁護士登録。
平成 20 年 3 月の多摩パブリック
法律事務所設立時から勤務。



聞き手の山口委員(左)と上條会員

これに加え、本庁と比較して多摩地域の弁護士の平均年齢が高いことや、一人事務所の弁護士が多く、拘束時間や事務所の経営との関係で事件を引き受けられない等、被疑者国選や裁判員事件などの実働を担えるフットワークの軽い若手弁護士が不足していることが考えられると思います。

— そのような状況で、多摩パブはどのような活動をしているのでしょうか。

上條：積極的に裁判員事件を引き受けています。現在、10人いる弁護士のうち6人が裁判員裁判を担当しています(平成22年1月現在)。

— 刑事弁護に力を入れているのは、多摩パブの設立趣意にも関係するのですよね。

上條：そうです。多摩パブの設立趣旨は、①多摩地域の刑事弁護の中心になる、②多摩地域の司法アクセスをより良くする、③多摩地域の法曹を育てる、の3つです。③にも関係するのですが、多摩パブが中心になって、裁判員事件を担える多摩地域の弁護士を増やそうと考えています。

— 多摩パブでは具体的にどのようなことをしているのでしょうか。

上條：新人以外は事務所内の弁護士同士で共同受任することはせず、他の事務所の弁護士と共同受任してサポートするなど、裁判員事件の経験者が増えるようにしています。個人事務所にいるために裁判員事件を引き受けられないという若手の弁護士も少なくないので、そういった弁護士をサポートすることも意識しています。

多摩パブの事件

— 多摩パブでは、どんな事件が多いのですか。

上條：民事は、土地を巡る問題や相続など何でもあります。中でも、離婚は多いです。クレサラも一定数あります。刑事は、常時5~6件持っています。他の多摩パブの弁護士も、皆5~10件は持っています(平成22年1月現在)。北千住パブリック法律事務所と違って件数自体は多くないですが、

裁判員対象事件など手間のかかる事件の割合が多いです。

— 事件はどのようなルートで受任しているのでしょうか。

上條：テラス、相談センター、事務所の「パブリック相談」の3つですね。多摩パブは相談センターが併設されていないので、事務所の「パブリック相談」に来てもらえるよう、広報活動に努めています。

— 本庁に来ることは多いのでしょうか。

上條：わりと多いですね。多摩パブに来て、本庁の事件の数は減りましたが、相手方が本庁管内に住んでいることも多いです。3分の1くらいは本庁の事件です。刑事事件は多摩だけです。

最後に

— 今、多摩地域で一番問題だと感じる点について、教えてください。

上條：弁護士へのアクセスの向上の問題ですね。現在、多摩地域の弁護士が少ないため、本庁の弁護士に応援に来ていただいている、大変ありがたく感じています。しかし、相談センターの登録弁護士の半数が本庁の弁護士という現状では、「身近に相談できる弁護士がいる」という意味での、市民の弁護士へのアクセスはまだ不十分という思いがあります。初回相談が立川で行われても、2回目以降の打ち合わせが23区の事務所で行われるというのでは、やはりアクセス障害になると思います。青梅の自宅からやっとの思いで立川の相談センターに相談に来たおばあちゃんにとって、次回から23区内の事務所へ打ち合わせに行くというのは大変なことだと思います。

— 今、多摩地域に必要なことは何だと思いますか。

上條：地元根付いて、地元のことを理解して活動できる弁護士が増え、多摩地域に事務所が増えることが必要だと思います。

多摩パブとしては、多摩地域の実力を上げることに貢献したいと考えています。